

山口県障害福祉サービス協議会 災害見舞金支給規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は自然災害等により損害を受けた会員施設に対し、災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給する場合の基準等を定める。

（対象災害）

第2条 見舞金の支給対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1） 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による災害
- （2） 火災

（対象となる損害及び見舞金の額）

第3条 見舞金を支給することができる損害は次のとおりとする。

但し、故意により生じた損害については支給しない。

- （1） 施設建物の損害
 - （2） 第2条に規定する災害を直接の原因とする職員および利用者の死亡
- 2 見舞金の額は、（別表）災害見舞金基準に掲げる額とする。

（手続きの方法）

第4条 損害を受けた会員は、別紙により本会に報告する。

2 会長は前項の報告を受け、災害状況の確認等を行った後、速やかに災害見舞金を支給する。

（運用）

第5条 本規程に定めのない事項については、会長・副会長で協議し決定する。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

(別表) 災害見舞金基準

損害の内容		見舞金額
1 施設建物の損害	全壊・全焼	50,000円
	半壊・半焼	20,000円
	一部損壊・一部焼失	
	床上浸水	
2 職員・利用者の死亡	1人あたり	30,000円

なお、1施設の上記損害が複数に及ぶ場合、1施設あたりの見舞金額上限は10万円とする。

山口県障害福祉サービス協議会 会長様

事業所名
所在地
連絡先 緊急連絡先 (携帯電話等)
代表者氏名
担当者氏名

被害状況について (報告)

この度、_____により、当事業所が被害を受けましたので、下記のとおり被害状況を御報告します。

記

被害状況	被害の種類 及び規模	<input type="checkbox"/> 全壊・全焼 <input type="checkbox"/> 半壊・半焼 <input type="checkbox"/> 一部損壊・一部焼失 <input type="checkbox"/> 床上浸水
		<input type="checkbox"/> 死亡 職員 (人) 利用者 (人)
	<特記事項>出来るだけ詳しく記入してください。	

※被害の種類及び規模については、該当する□にレ点を記入してください。
※必要に応じて新聞の記事や被害状況を写した写真などを添付してください。
※緊急連絡先は、事務局から連絡を行うことのみを使用します。